

# 答 申

諮問第137号

## 第1 審査会の結論

和歌山県公安委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、平成26年7月7日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対しては、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えること自体が、条例第7条第2号により非開示とすべき個人に関する情報を開示することとなるため、条例第10条の規定に基づき、公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年7月22日付け公委第210号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成26年8月19日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第3 異議申立ての内容要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、異議申立人による公文書開示請求に対して、本件責任逃れのための非開示決定を取り消し、開示請求文書の内容を補正するよう強要（補正しないと非開示とする）した責任者氏名及び役職が分かる情報を速やかに開示すべきである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

なお、異議申立人は、審査会における説明及び意見の陳述を行わなかった。

- (1) 非開示理由として「条例第7条第2号により非開示とすべき個人に関する情報」であるとするが、同条例第7条第2号ウとして、当該公務員等の情報については、特定の個人を識別できる情報の除外とされており、異議申立人による本件開示請求する情報は開示しなければならない。
- (2) 公文書開示請求に対して、開示請求文書の内容を補正するよう強要（補正しないと非開示とする）されると、開示請求内容について開示請求人の意図するものと異なる開示結果となるので、本来開示する側が指定する筋合いのものではない。それを敢えて強制しようとした責任者氏名及びその役職が分かる情報について、異議申立人は「知る権利」があり、包み隠さず開示すべきである。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書及び審査会における説明並びに意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

### 1 本件開示請求内容及び本件処分について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、公文書開示請求書中の「公文書の名称その他開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」欄（本件は、添付書面の「補正通知書」）に、特定の個人の記載があれば、開示あるいは非開示いずれの決定を行った場合でも、特定の個人が過去に公文書開示請求を行った事実があるという情報自体を公にしてしまうと考えた。そこで、実施機関は、開示請求を拒否する理由として、「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えること自体が、和歌山県情報公開

条例第7条第2号により非開示とすべき個人に関する情報を開示することとなるため。」と記載し、条例第10条により当該開示請求を拒否する非開示決定を行った。

## 2 本件処分に至る経過について

なお、異議申立人に対しては、平成26年7月16日に電話にて、「公文書開示請求書中の『公文書の名称その他開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項』欄に、『添付書面平成26年7月3日付け公委第197号補正通知書に於いて、』と記載があり、特定の個人名の記載がある補正通知書を添付しているため、このままでは非開示とせざるを得ない。」ことを説明し、補正を求めたものの、本人からは、「記載方法に間違いありませんから、補正に応じるつもりはありません。」との回答を得たものである。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

### 2 本件開示請求について

本件開示請求の内容は、別紙のとおりであり、本件開示請求書中、添付書面（平成26年7月3日付け公委第197号補正通知書）から、実施機関に対して特定の個人が行った公文書開示請求書に対する補正通知書であり、個人名を特定し、特定の個人が公文書開示請求を行ったことが記載されている。

### 3 請求された公文書の存否に関する情報について

#### (1) 条例第10条について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

#### (2) 条例第10条の解釈について

この規定は、個人に関する情報や法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益として保護される非開示情報であって、開示請求に対して当該情報の開示又は非開示を答えることによって、非開示として保護すべき情報の存在又は不存在が明らかとなり、その結果、非開示とする情報の全部又は一部が判明してしまい、開示するのと同様の状況になってしまう場合に適用されるものであると解される。

また、この規定は、請求内容から推し量られる情報が条例上保護すべき情報に該当する場合に、応答することによって生じる支障を回避しようとするためのものであり、当該情報が存在しても、存在しなくても適用すべきものである。

これらのことから、存否応答拒否を行うには、①開示請求に係る情報が、非開示情報として保護すべき利益があること、及び②開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることによって、非開示情報を開示するのと同様の状況が生じることの2つの要件を備えていることが必要であると解される。

### 4 本件処分の妥当性について

#### (1) 本件処分の妥当性の考え方

実施機関は、本件開示請求については、開示請求に係る公文書の存否を答えること自体が条例第7条第2号で規定する非開示情報を開示することとなるから、条例第10条に該当するとして非開示決定を行っている。そこで、本件開示請求に係る情報について、前記3(2)①②の2要件の該当性を検討する。

(2) 要件①の該当性について

前記2から、本件開示請求に係る情報は、開示請求書中、添付書面（平成26年7月3日付け公委第197号補正通知書）で、特定の個人から実施機関に開示請求書が提出されたことに関する情報であり、条例第7条第2号により非開示情報として保護すべき個人に関する情報であることは明らかである。

(3) 要件②の該当性について

本件開示請求に対して、開示請求に係る公文書があるという開示決定を行えば、特定の個人が実施機関に公文書開示請求を行った事実の存在を答えることになり、また開示請求に係る公文書がないという非開示決定を行えば特定の個人が、実施機関に開示請求を行った事実は存在しないことを答えることになる。いずれにしても、特定の個人が実施機関に開示請求を行ったか否かという、当該特定個人に係る情報の存在の有無を答える結果となり、非開示として保護すべき情報を開示することと同様の結果が生じることになる。

(4) 本件処分の妥当性の判断について

以上から、実施機関が、条例第10条を適用して行った本件処分は妥当である。

5 その他

もっとも、情報公開制度は、県民等の請求に応じて実施機関が管理している公文書を公開することにより、県が行う諸活動の状況を説明し、県民に対する理解と信頼を深めることを目的とした重要な制度である。補正に関しては、情報公開制度の理念を尊重し、書面により丁寧に対応するよう留意すべきである。

6 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成26年9月4日	○諮問（実施機関）
平成26年10月2日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成26年10月20日	○異議申立人からの意見書を受理
平成27年1月13日	○審議
平成27年2月16日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成27年3月2日	○実施機関からの説明資料を受理
平成27年3月11日	○審議
平成27年4月10日	○審議
平成27年5月13日	○審議

【別紙】

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
平成26年7月7日	添付書面平成26年7月3日付け公委第197号補正通知書に於いて、特定の個人がわかる情報ではない「添付書面平成26年5月15日付け公委第140号通知書記載の」を「平成26年4月上旬に受理のあった苦情申出に対し」とするよう補正を強要（補正しないと非開示とする。）した責任者氏名及び役職がわかる情報。